

**兵高教組 2018年10月30日
人労速報 No.4
調査情報 15号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

知事からの要請による公民比較方法見直しの結果

人事委員会勧告

**地域手当1.5%分を含め月8,000円以上
あるはずの公民較差が、わずか99円に。**

国並の給料表改定で平均0.12%upの勧告。月例給・一時金とも5年連続の引き上げ。

兵庫県人事委員会は10月29日、知事と県議会議長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告をおこないました。

報告は、知事からの要請で公民比較方法の検証・見直しをしたことによって公民較差が小さくなり(影響額は8,435円)、公民較差が99円になったと述べ、一方で、見直しの影響の大きさや他の都道府県との均衡を考慮して国並の給料表の改定が適当としています。他に、一時金0.05月改善(勤勉手当)と、国に準じた宿日直手当の改定を勧告しました。県「行革」による地域手当1.5%削減がようやく終わり、今年こそ削減なしの賃金が支払われるはずと考えていた矢先に、知事からの要請に従って行われた公民比較方法の検証・見直しによって、元々あった月8,000円以上の較差をないものとした今回の報告は容認できません。

しかし、この報告・勧告には、私たちの強い憤りが受けとめられた部分や、特段の配慮を県当局に求める部分もあります。そこを土台として、「行革」を口実に賃金カットを続けてきた県当局に私たちの願いを汲んだ賃金改善をさせるための交渉が、これから始まります。

県人事委員会の報告・勧告の概要

報告

◆県「行革」による地域手当1.5%削減分や昨年度限りであった給料表の水準調整800円分などを公民較差として算定した。知事からの要請で公民比較方法を見直し、比較する民間の役職をひとつ下位にした(4か所)ことで公民較差が8,435円(2.08%に相当)小さくなった結果、較差が99円(0.02%)となった。[ただし、管理職の「行革」カット分を除いた較差で、それを入れれば2,992円(0.74%)の較差]

見直し後の公民較差 99円 (0.02%)
[従来の方法での公民較差 8,534円 (2.11%)]

◆較差は極めて小さいものとなったが、「国や他府県との均衡」「今回の見直しが公民較差に相当程度の影響を及ぼすこと」を考慮して、国に準じた給与改定を行うよう勧告する。

◆一時金は、民間が4.46月で公務の4.40月を上回っている。

◆超勤縮減に関しては、教員について「多岐にわたる業務」「業務量の増加」「長時間勤務が常態化」などと述べ、「改善は喫緊の課題」とした。学校での勤務時間の把握が十分になされていないことを指摘し、学校だけでなく県教委が適切に勤務時間を把握し、それを踏まえた対策に取り組む必要があるとした。昨年度までの「人事委員会として、県教委の対応を注視」から一步踏み込んで、「必要に応じ、県教委との意見交換を進める」とした。

◆新たに創設する一般職の会計年度任用職員制度について、「多種多様な臨時・非常勤職員の勤務実態を踏まえたうえで、適正な任用、服務、給与その他の人事行政に関する制度の構築を進めていく必要がある」とした。

(右上へ続く)

(報告)のつづき)

◆定年延長については「国の動向を注視」にとどまり、再任用についても具体的な改善の言及はないが、「再任用職員の士気を維持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう、職員の希望にも配慮した配置に取り組む必要がある」と述べた。

◆「(自動車通勤のうち)長距離通勤者の割合が増加傾向にある」とし、「ワークライフバランスの推進、職員の健康管理等の観点から、長距離・長時間通勤への対応の検討を進める必要がある」と指摘した。(長距離通勤を減らす方向の取り組みを含む)

勧告

(*)以外は2018年4月1日実施

■国並の給料表改定 … 平均0.12%引き上げ
初任給は1,400~1,500円、若年層は1,000円、その他は400円の引き上げを基本に改定。
(現給保障額が400円以上の場合は改定効果なし)

■一時金の改定 … 年0.05月増(勤勉手当)
再任用者も年0.05月増(勤勉手当)
2019年度から6月と12月の期末手当の支給月数を均等にする。(*)

■宿日直手当は国に準じて改定 … 200円引き上げ
通常の宿日直勤務 4,400円
寮・寄宿舎の看監・寄宿舎教員の当直勤務 7,400円
農業高校の動植物の管理のための当直勤務 5,300円

見直しの根拠は薄弱 10月22日緊急要請行動

公民比較の見直しについては、前号[人労速報 No.3 10月16日付]でもお知らせしましたが、大幅な賃金引き下げとなりかねない事態に対して、人事委員会に再度求めて、10月22日に緊急の要請を行いました。

交渉参加者からは、公民比較の見直しを知事の要請によって行ったことに対する不当性を指摘するともに、見直しの根拠のなさを追及しました。

人事委員会は、「公務と民間で比較する役職の対応を見直す際に、部下の人数という指標を用いた」とし、「部下数の要件」は平成18年のガイドライン(総務省)で定められたものだとしています。

ところが、平成24年の兵庫県人事委員会の報告では「人事院は、…本年、『職種別民間給与実態調査』で係長の定義の見直し(部下数要件の廃止)を行った」とされており、このときに「係長」についての「部下数」という要件は廃止されているわけです。それでも「部下数」という要件を使って見直しをしたのは、要請行動の2日後の人事委員会見での言葉にあった「知事からの要請は重い」ということなのでしょう。

「心情的に受け入れ難いという意見は真摯に受け止める」

報告の「おわりに」では、見直しについて「適切なものと考えている」としながら、「この間、定員削減と給与抑制措置という、厳しい改革に直面してきた職員にとっては、今回の見直しが…心情的に受け入れ難いとの意見…は真摯に受け止める。任命権者にも十分に認識していただきたい」として、知事に対して今後の対応を迫っています。

勧告を上回る改善を! 地域手当1.5%削減分の回復を!

10大要求署名にご協力を!

さらに最後で、「行革」による賃金カットについて「管理職については継続、一般職については昨年度末で解消とされているが」と述べて、「今後の給料及び諸手当等の検討にあたっては、この間の経緯を常に念頭に置きながら、職員のモチベーションの維持・向上に十分配慮されるよう、あわせて要請する」と結んでいます。

この点に関わって、人事委員長会見において「労使の交渉において(勧告を上回る)改善がされることを妨げない」との確認を求めたところ、人事委員長からは「妨げない」というか、任命権者(知事)には、「しっかりとやつてほしい」という回答がありました。

許せないのは県当局です。県「行革」の「検証」でも、財政貢献額の中に地域手当削減分は算入せず、削減していることすら県民に対して隠し通そうとしています。

県「行革」による人員削減のために部下の数が減って今回の見直しになったという認識を人事委員会が持ちはがら、今回の勧告内容になったことは非常に残念ですが、人事委員会勧告制度について自ら「公務員の労働基本権制約に対する代償措置」と述べる矜持が、報告のあちらこちらに示されています。

そこを土台として、地域手当1.5%削減を回復しないまま消し去ろうとする県当局の目論見を打ち破りましょう。全県から10大要求署名を集約し、10年におよぶ賃金カットを押しつけられ続けた私たちの生活向上につながる賃金権利改善を実現させましょう。

18確定闘争での要求実現の思いを集めて

11月3日(土・祝)分会代表者会議

10:00~12:00 神戸市勤労会館308

分会から1名以上 ご参加ください。

県「行革」による賃金カットの終了を明確にする、賃金改善をさせよう! 力を合わせて、要求実現を勝ち取ろう!